

10. 秋月町地区整備計画区域

別表第2. 用途の制限（第4条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
A地区	(1) 工場 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又は バッティング練習場 (3) 自動車教習所 (4) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎
B地区	(1) 工場 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又は バッティング練習場 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券 売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 自動車教習所 (6) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎

別表第5. 敷地面積の最低限度（第7条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
A地区	160 平方メートル
B地区	300 平方メートル

別表第6. 壁面の位置の制限（第8条関係）

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
A地区	1 メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物 又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 メートル以下であるもの イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合 計が5平方メートル以内である物置その他これに類す る用途に供するもの (2) 床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車 庫等
B地区	1 メートル	

別表第7. 高さの最高限度（第9条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
A地区又はB地区	30 メートル

別表第 9 . 屋根の形状の制限 (第 11 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の屋根の形状
A地区又はB地区	切妻造、寄棟造、入母屋造その他これらに類する勾配のある屋根

別表第 10 . へいの構造の制限 (第 12 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物に附属するへいの構造
A地区又はB地区	コンクリート造、コンクリートブロック造、石造その他これらに類するもの以外のもので透視可能なもの